



タイトル揮毫 仲本晃春

第21号

2017年3月25日発行

発行人 第三次嘉手納基地爆音差止訴訟原告団

団長 新川秀清

編集 文化広報部

住所 沖縄市仲宗根町35-8

電話 098-934-2546

Fax 098-975-6111

e-mail:bakuon@aroma.ocn.ne.jp

http://kadena-bakuon.com/

嘉手納支部 嘉手納町字嘉手納285番地
☎・FAX 098-956-8974

北谷支部 北谷町字桑江 452-6
末吉第二アパートA-3
☎ 090-9782-1320

沖縄支部 沖縄市山里 2-12-3
☎・FAX 098-932-2842

具志川支部 うるま市みどり町 1-5-10
コーポあげな 102
☎・FAX 098-989-3617

石川支部 うるま市石川東恩納1644
☎・FAX 098-964-6030

読谷支部 読谷村字古堅 867-27
☎ 098-953-6543

読谷支部 読谷村字古堅 867-27
☎ 098-953-6543

第三次嘉手納基地爆音差止訴訟一審判決の特徴

神谷誠人(弁護士事務局長)

本号は一審から二審へ号



去る二月二三日、那覇地方裁判所沖縄支部において、日本政府(国)を被告として、米軍機飛行差止めと損害賠償を求めた第三次嘉手納基地爆音差止訴訟の一審判決(対日訴訟一審判決)が言い渡されました。また、これに先立つ二月九日、米国を被告として、同じく米軍機飛行差止めと損害賠償を求めた対米訴訟の一審判決も言い渡されました。

一 「米軍野放し」判決

対日訴訟一審判決は、米軍機飛行差止め請求について、「国は、米軍機の運航等を規制又は制限しうる立場になく、その支配の及ばない『第三者』である米軍機の活動の差止めを、国に求めることは、相手違いである」として棄却しました。

また、対米訴訟一審判決は、「日本が、米軍の駐留を受け入れている以上、米軍は、受入れ国である日本の司法権に服さない(主権が免除される)という国際慣習が存在する」として、米国に訴状を送達せず、一度も口頭弁論を開くことなく、請求を却下しました。

これら判決は、基地周辺住民が、いかに深刻な爆音被害を受け続けても、その被害の除去や予防を、日本政府にも、米国にも、裁判上求めることはできないとする、極めて不当な判断です。まさに、「米軍の野放し状態」を容認した判決といわざるをえません。

二 深刻かつ広範囲に及ぶ被害を認定

一方、対日訴訟一審判決の損害賠償請求に関する判断には、二つの大きな特徴があります。

一つは、米軍機騒音による会話妨害等の生活妨害、睡眠妨害及び墜落の恐怖等の精神的被害に加え、高血圧症発症リスクの上昇という健康被害も共通損害として認定しました。健康被害発生の具体的危険性を認め、共通損害とした判断は、画期的な判断です。

二つ目は、違法な爆音被害が、防衛施設庁コンター上W七五以上に指定された地域全域に生じていると認定し、ほぼ全員の原告の損害賠償請求を認容しました。これは、読谷村座喜味以北の損害賠償請求を否定した第二次訴訟控訴審判決を

覆したもので、現在、防衛省が画策する「騒音コンター縮小見直し」に対抗するための大きな武器となります。

三つ目は、かかる深刻な被害を前提に、賠償月額を、従前の基準額から倍増させたという点です。対日訴訟一審判決は、深刻かつ広範囲な米軍機の爆音被害を正面から認め、それを損害賠償に反映させたと評価しうるものです。

三 国に対する厳しい批判と司法の自己矛盾

対日訴訟一審判決は、「周辺住民という一部少数者に特別の犠牲が強いられており、看過できない不公平が存在する」「周辺住民に生じている違法な被害が漫然と放置されている」として、爆音被害の抜本的解決を講じない、国の怠慢と無策を厳しく批判しています。

しかし、深刻な被害を認定しながらも、差止めを一切認めないという矛盾を孕んだ司法の姿勢こそ、住民への背信であり、国に免罪符を与えるものとして、厳しく批判しなければならぬと言えます。

声 明

2017年2月23日

嘉手納基地爆音訴訟原告団
 団長 新川 秀 清
 嘉手納基地爆音訴訟弁護団
 団長 池宮城 紀 夫

二〇一一年四月二十八日、二万二〇〇〇余名もの嘉手納基地周辺住民が、日本政府を被告として、嘉手納基地を離発着する米軍機の夜間・早朝等の飛行差止めと損害賠償を求めて提訴した、第三次嘉手納基地爆音差止め請求訴訟の一審判決が、本日より渡された。

本判決は、米軍機の運航は、日本政府の指揮・命令権が及ばない「第三者の行為」であり、日本政府を被告とする差止め請求は主張自体失当であるとして、米軍機の差止め請求を棄却した。本判決は、過去の最高裁判例や同種判例を無批判に踏襲したものであり、原告らの「せめて静かな夜を返してほしい」というささやか、かつ人として当然の願いを、第一次訴訟一審判決から数えて、五度、門前払いをしたことを意味する。そして、同じ裁判体は、原告らが米国を被告として、米軍機飛行差止めと損害賠償を求めた、いわゆる「対米訴訟」に関し、去る二月九日の判決において、「日本に駐留する米軍の活動には、日本の司法権は及ばず、米国を被告とした訴えは不適法である」との理由で、米国に訴状送達すら行うことなく、原告らの請求を却下している。

ての司法の責務とともに、日本の主権をも放棄するものと、厳しく批判されるべきものである。

一方で、本判決は、防衛施設庁による航空機騒音区域指定（以下「防衛施設庁騒音コンター」）で75W ECPNL以上の地域において発生する米軍機騒音による睡眠妨害、生活妨害、精神的被害等は、受忍限度を超える違法な騒音であるとして、同地域に居住する原告らの損害賠償請求を認容した。これで、第一次嘉手納基地爆音差止め訴訟の一審判決から数えて、五度、司法により、米軍機の騒音は違法であると断罪されたことになる。

さらに本判決は、75W以上の地域において、航空機騒音により、「血圧上昇及び高血圧発症の危険の増加は：決して軽微とはいえない」として、高血圧発症リスクの上昇を認定したうえで、原告らが「このような危険のある環境に置かれていることによる心理的、精神的負担を共通損害」として認めて、金銭賠償の対象とし、過去最高の賠償月額を認めている。このことは、本判決は、米軍機騒音による健康被害の発生を一部認定したものと一定評価できる。

しかしながら、なおのこと、住民らが、深刻な被害を受け続けているにもかかわらず、その被害の除去や予防を司法に求めることはできないとする裁判所の態度は、矛

盾かつ欺瞞に満ちたものであり、原告らは、強い憤りを禁じ得ないところである。

私たちは、この矛盾に満ち、かつ無責任な、誤った司法判断を是正すべく、法廷におけるさらなる闘いを続けていくことを決意した。

また、現在、国は、防衛施設庁騒音コンターの見直しをすすめているが、本判決が、防衛施設庁コンター75W以上の地域における睡眠妨害を含む深刻な航空機騒音被害を認め、かつ同地域における住民の健康被害を一部認めたことからすれば、もし、国が現行騒音コンターの「縮小見直し」を画策しているならば、そこには、何ら正当性がないことを示すものである。また、同時に、現行の航空機騒音に係る環境基準値や騒音コンター指定値が、健康被害を含む住民の被害実態及び被害実感を反映した基準値ではないことを意味している。

私たちは、防衛施設庁コンターの「縮小見直し」に強く反対するとともに、さらに、真に「住民の生命と健康の保護」に資する環境基準への改訂に向けた運動に取り組むことも決意した。

第三次嘉手納基地爆音差止め訴訟原告団・弁護団は、真に「静かな夜」を住民が手にするその日まで、全力を挙げて、法廷内外での闘いを続けていくことを、ここに宣言する。